

筑紫野市指定給水装置工事事業者《指定更新申請》手引き

1. 更新申請について

① 指定要件

◆ 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定申請には、次の三要件を備えていることが必要です。

I. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を1名以上置く者。

ア. 主任技術者とは、厚生労働大臣が交付した『給水装置工事主任技術者免状』を所持している人を言う。

II. 次の機械器具を有する者

ア. 管の切断用の機械器具→金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ. 管の加工用の機械器具→やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具

ウ. 接合用の機械器具→トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具

エ. 水圧テストポンプ

III. 次のいずれにも該当しないこと

ア. 申請者（法人にあっては代表者）が、心身の故障により給水装置工事の事業を適正におこなうことができないものとして厚生労働省令で定めるもの。

イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの。

ウ. 申請者（法人にあっては代表者）が、責任技術者としての登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない場合。

エ. 指定工事業者が指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない場合。

オ. 申請者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合。

カ. 暴力団又は暴力団員。

キ. 暴力団員が役員となっているもの。

ク. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

（ア）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

（イ）暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

（ウ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの

（エ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

（オ）暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

ケ. 法人であって、その役員のうちにアからクまでのいずれかに該当する者がいる場合。

② 提出書類

更新申請には、次の書類が必要です。

◆ 指定給水装置工事事業者更新申請書 一式

◎ 指定給水装置工事事業者指定・更新申請書【様式第1】

- ・ 役員の氏名欄は、登記されている者は全員（監査を含む）記入する。
- ・ 事業の範囲欄は、登記されている業務は全部記入する。

◎ 機械器具調書 【別表】及び写真

※機械器具調書は「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入する。

※写真は機械器具調書に記載しているものを種別ごとにすべて撮影する。

◎ 誓約書 【様式第2】

※筑紫野市指定の様式があるため、筑紫野市のホームページからダウンロードし使用する。

◆ 添付書類

◎ 法人は、定款（別紙記入例のように奥書き証明を付け、袋とじ、割印が必要。）及び登記事項証明書。※発効日から3ヶ月以内のもの。

◎ 個人は、住民票の写し ※発効日から3ヶ月以内、個人番号の記載がないもの。

※事務所の所在地が個人の住所と異なる場合は、別途所在地が証明できる書類が必要です。

◎ 厚生労働大臣が交付した『給水装置工事主任技術者免状』の写し

◎ 事業所（店舗）の所在地がわかる地図（住宅地図等）及び事務所の外観・内観写真

③ 指定更新時に必要な確認書類

◎ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

◎ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認

◎ 過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況確認

◎ 筑紫野市指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書（※両面印刷）

2. 指定工事事業者証の交付について

必要な物

◎ 旧指定工事事業者証

◎ 指定工事事業者証の受領印

◎ 指定更新申請手数料 3,000円

3. 更新申請に関する問い合わせ及び申請書類の提出先

上下水道工務課 給排水担当

住所 筑紫野市石崎1丁目1番1号

TEL 092-923-1111

※郵送での提出も可